

えうるものになり得ないことは明らかである。

体育科教育は運動文化の継承発展を第一義とし主体的計画立案や集団での思考・行動における実践的能力も含まれる。健康・体力のみに関与する教科と位置づけることは極めて一面的な教科観と言わざるを得ないであろう。

② 新制大学における「一般体育」の制度化について —「非制度史」的問題提起—

高津 勝

上述のテーマに関し、その歴史的特徴を5点にわたり、指摘しておきたい。

第一は、制度改革の担い手と「一般体育」実践の担い手との乖離、つまり変革主体の未成熟という点である。

第二は、創設された「一般体育」の制度的不安定性である。すなわち、

a. 制度化の理念的前提が不明確、かつ、あまりにも包括的であること（主要理念は、漠とした健康管理・保健的性格。加えて、身体活動・スポーツの「文化」的位置づけの不明確さ）。b. 活動内容・対象の無限包容的性格（「上位概念」である「大学（保健）体育」の多義性・不明確さ）。c. 人的・学的に「異質」な「保健（学）」（医学系）領域と「体育（学）」（体育実技系）領域の併存と形式的な人的統合。いうまでもなく、「一般体育」の制度化の核心は、ファッハ（Fach）としての「一般体育」、つまり「正課体育」創設の問題であった。しかし、保健管理サービス、課外活動などを含む多様な教育・管理活動等との「不可分性」「一体性」が強調され、かつ当事者自身もそれを主張した。

第三は、実践の担い手の戦前との連続性とそこにおける実践主体の一定の成熟である。

そのことは、単純に否定されるべきではなく、むしろ「一般体育」の制度化にあたり、実践レベルにおける担い手が必ずしも不在ではなかったことを意味する。すでに戦前（第二次大戦前）から高等教育・専門教育機関の内部に戦後を担う体育

人が存在していた（その点では、使節団の評価と一致する）。

だが、それにとどまらず、戦前・戦中の高等・専門教育機関のなかでは、天皇制教育体制に屈服することなく、われわれの専門分野を実践的・学問的に前進させていた（一例を、津田塾大学に引くことが出来る。江尻美穂子「大学一般教育としての保健体育科目を考える」『体育の科学』1989年2月、参照）。そのような伝統と遺産のうえに、今日的な到達点があるといえるであろう。

だが、その担い手の多くは、大学内で、教育・研究組織のなかに明確に位置づけられていたとはいえず、しかも「体育実技系」と「保健・医学系」にわかれており、数的には前者が圧倒的に優勢であった。そこから、施設・用具・教員数・経費の不足に直面しながら、体育実技優位の「一般体育」の現実・実践が展開する。運動部とも、緊密な関係にある場合が多かった。そして彼らが、出身校との関係において学閥的に編成されやすい体質を持ちながらも、設立以降10年にわたり、成長期の日本体育学会を担ったのである（発足当初、会員数350名、発表題数60題。1960年＝第11回大会時、会員数1472名、発表題数約350題）。

従って、第四に、いわゆる「一般体育」は、必ずしも第一次教育使節団や文部省によって「外」から、そして「上」から一方的に与えられたものではない（それらは制度化への強力なインパクトではあったとしても）。

第五に、「一般体育」の制度化にとって、1956年10月22日の大学設置基準は、「大学体育」成立の歴史的な画期をなす。従来の「一般体育」から「保健体育」に名称を変更されることは阻止しえなかったものの、そこにおける「保健体育」の内容は、体育人による主体的な運動の成果としての側面をもつ（文部省案では、講義は「保健」のみで、「体育理論」はなくてもよかった）。

しかし、その運動は、少数の指導者による文部省との「交渉や陳情」、大学体育協議会第5回研究集会での事後処理的「大衆討議」（事後承認を取りつけるための討議とも受け取れる）、さらに

は広範な国民的基礎を持たない専門家集団の運動という非統一戦線的性格＝中間層的狹隘さを特徴とした。そのような弱点と制約をもちながらも、「大学設置基準」のなかには、大学体育人の「主体」的な対応と自己主張が、屈折・忍従・反発をともないながら反映されることになる。だが、その運動の教訓化と正当な評価は、今日においても十分になされているとはいえない。

4. 討論のまとめ

上野報告について

「研究テーマについて一定のまとまった見解を提出するのは依然として困難」であるとの前提のもとでの報告であったため、報告者の主張をめぐっての活発な討論というかたちは、残念ながらとることはできなかった。しかしテーマに対する参加者の強い関心を反映して、多くの質問、意見がだされた。例えば、質問では、「現代日本のイデオロギー」と「スポーツ・イデオロギー」との関連について。「スポーツ・イデオロギー」とは、そもそも何を指すのか。「現代日本のイデオロギー」の経済的源泉、とくに構造汚職との関連について。「革新ジャーナリズム」とは何か。「二極分解装置」とは未消化の用語であるが、何を意味するのか。

意見としては、現代日本のイデオロギー分析の方法から、スポーツ・イデオロギー論研究に、どのような方法論を有効な方法論として提出してきたかが、不明確である。分析の方法に問題があるのではないか。あるいは、革新ジャーナリズムの論調として、永井スポーツ論があげられ、氏の、スポーツの価値の源泉は、近代スポーツに内在する民主主義思想であるとするところから紹介されたが、それは当をえているか。ここでは「思想」にのみ価値の源泉を求めているが、それは、一面的ではないか。スポーツの構造との関連で「思想」も位置づけ現代スポーツの価値を明らかにしていく必要があるのではないか。等。

質問や意見から明らかなように、究明の対象である「スポーツ・イデオロギー」の概念的把握が

まだ弱いという点を指摘せざるをえない。この点に報告者はこれから精力を傾けるべきであろう。そのための方法として不可欠であると考えられることは、幾多のスポーツ論の内在的検討・分析・分類・整理の作業を行うことではないかと考える。現に、今日の反動体制を補強するスポーツ論から、展望喪失のスポーツ論まで百家争鳴の観を呈しているのではないか。兵法にもいうように、「地上戦をぬきにして、敵を制覇することはできない」。

かつて戸坂 潤が、戦前の反動の嵐が荒狂うなかで『日本イデオロギー論』を書き、現実をみつめる鋭い視座を呈示し、変革への大きな勇気を与えたように、「スポーツ・イデオロギー」論もまた今日時代の要請になっているのではなからうか。

「スポーツ・イデオロギー」論の究明は、確かに多くの困難をともなっているが、それを乗り越えた更なる論究が期待される。

伊賀野報告について

新体連89年度方針を中心にして、運動の現状と課題及びその背後にある考え方などがリアルに語られ、認識を新たにすることができた。討論の内容から理論的課題として次のような問題が浮かびあがってきた。

新体連の今日までの歴史のなかで、競技力の向上と大衆的普及との関係が一貫して問題になってきており、この位置づけをめぐって組織のありかたも大きく変わってきている。そして今日両者を車の車輪あるいは統一とみなしているが、「オリンピック選手の養成まで考えているのか」という質問があったように、スポーツ技術の発展の現代的ありかたのなかで、統一の理論を具体的な姿で追求することが求められているといえる。例えば、クラブのなかでの統一のありかたはいかにあるべきかといったように。

これとの関連で、このたびの「競技および競技会の組織化を重視する」という方針が出されたが、このことのもつ意味についてである。スポーツにおいて競技会のもつ重要な意味はわかるし、組織を発展させるという実践的課題からしても、この